

# 後期高齢者医療制度 Q&A (上)

(2007年7月11日現在)

このQ&Aは、後期高齢者医療制度に関する質問について、愛知県後期高齢者医療広域連合事務局に照会し、回答を得たものです。(表現などの文責は、保険医協会事務局)

質 問	回 答
(基本的事項) 1. 後期高齢者医療広域連合と市町村との関係は。	1. 全市町村の後期高齢者医療担当課長会議を毎月開催し、現状を報告、具体化のお願いなどを意思統一している。この会議で、重要案件については、各市町村議会に報告し、意見を求めるように依頼。 その他に、18市町村の担当者(県はオブザーバー)で、実務者検討会を月2回開催。保険料・給付・資格管理の3部会で検討・具体化を図っている。 各市町村議会の議決を要するのは、規約改正に係わる部分。それ以外の条例制定などは、広域連合議会での議決事項。各市町村には、意見を求めるが、市町村議会の議決事項ではない。
(対象者) 2. 後期高齢者医療の対象者は、75歳の誕生日から対象になるのか。誕生日の翌月1日からか。	2. 75歳に達した日から適用となる。
3. 現在、市町村長の認定を受けた65歳以上の寝たきり等の人は、08年4月の後期高齢者医療の施行時には、自動的に後期高齢者医療の対象者と見なされるのか。	3. 広域連合の認定を受けたものと見なされる。 なお、08年4月以降も、現行の老人保健と同様、本人からの認定申請を受けて認定される。
4. 現行の老人保健から後期高齢者医療に移行する者は、一部負担金の割合、一部負担金の減免認定、高額医療費の限度額適用認定、特定疾病の認定については、新たな届出が必要か。	4. 新たな届出は必要ない。
5. 2008年4月以降に、新たに75歳に到達する被保険者は、本人からの届出が必要か。	5. 本人からの届出は必要ない。 市町村から自動的に保険証が送付されることになる予定。
(保険証) 6. 被保険者証の有効期限は。	6. 未定。他県では、1年を有効期限にしている県が多いようだが。
7. 証の形態は。	7. 1人1枚で発行することは決定している。 紙の証か、カードにするかは、未定。
8. どのような配布方法となるか。	8. 08年3月までに、送付することになる。

<p>(保険料) 9. 保険料の決め方は。保険料に影響するものと影響しないものの区分は。</p>	<p>9. 国は、「医療費の1割を保険料で賄うには、全国平均で月6,200円の保険料となる」と公表しているが、実際には、保険料は、医療費だけで決まるのではない。国が示した6,200円は、医療費だけを根拠に試算しているが、審査・支払いの事務費、葬祭費などは本人の保険料で賄わなければならないので、実際の保険料はもっと高くなる。 健診事業は、当初、国は本人の保険料のみで賄うとしていたが、最近、国・市町村・広域連合で負担と言いだめた。まだ結論が出ていない。</p>
<p>10. 広域連合の事務に係わる人件費・事務費は、保険料に影響するか。</p>	<p>10. 人件費・事務費は、各市町村からの共通経費で賄い、保険料には影響しない。 共通経費の負担割合は、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%に決まった。 均等割10%は、小さな市町村程負担が重くなる。ゼロにした県もあると聞いている。</p>
<p>11. 愛知県の保険料はいくらになる見通しか。試算は。</p>	<p>11. 愛知県の医療費は、全国平均と同程度、やや上回っているので、全国平均に近い保険料額になると思う。</p>
<p>12. いつ案が出されるか。</p>	<p>12. 8～9月には市町村にお示ししたい。</p>
<p>13. 決定はいつ。</p>	<p>13. 11月の広域連合臨時議会で決定される。</p>
<p>14. 国保の保険料(税)のように、仮算定と本算定となるのか。</p>	<p>14. 国保と同様になる予定。</p>
<p>15. 年金からの天引きは、市町村の裁量・判断で可能か。</p>	<p>15. 特殊な事情は別にして、原則は決められた範囲は年金からの天引きとなる。</p>
<p>(保険料の減免制度) 16. 法定減免の内容は。</p>	<p>16. 国保と同様、7割・5割・2割軽減となる。</p>
<p>17. 国保は、7割・5割軽減は申請が不要で、2割軽減だけ申請が必要だが、後期高齢者医療の場合は。</p>	<p>17. 2割軽減を含め、申請は不要となる予定。 国保の2割軽減も申請が不要になるとの話がある。</p>
<p>18. 7割軽減に該当する人が、応能割(所得割)0円、応益割(頭割)3100円×0.3=930円ということか。</p>	<p>18. そのとおり。国が、全国平均で、基礎年金受給者の保険料が月900円と言っているが、正確には930円ということになる。</p>
<p>19. この法定軽減分は保険料に跳ね返るのか。軽減分の財政補填は。</p>	<p>19. 保険料に跳ね返らない。軽減分は、県が3/4、市町村が1/4を負担する。</p>
<p>20. 広域連合独自の減免制度は。</p>	<p>20. 災害などの条例減免は、これから検討し、11月の条例で決める。国保の場合の減免制度が、市町村によりあまりにも格差が大きいので、どのような減免制度とするか、すりあわせに頭が痛い。</p>
<p>21. 広域連合独自減免の軽減額への財政補填は。</p>	<p>21. 国保の場合は、減免の種類によっては、調整交付金で財政補填があるが、後期高齢者医療に財政補填があるか、今のところ不明。</p>

<p>2 2 . 独自の減免制度に市町村の一般会計からの繰り入れは可能か。</p>	<p>2 2 . 市町村が、後期高齢者医療の枠外で、後期高齢者医療の対象者に補助や給付をするのは自由。広域連合として関知しない。  後期高齢者医療に、各市町村から一般会計を繰り入れることは、法的には禁止されない。規約の範囲内で認められる。(制度・内容によっては規約改正が必要) 国のペナルティがあるかどうかは不明。</p>
<p>(保険料滞納の制裁措置)  2 3 . 短期保険証・資格証明書の取り扱いは。  特に、資格証明書は、現行の老人保健では対象から除外されており、国保についても、愛知県は資格証明書の交付が実質的に縁切り宣言となってしまう、保険料収納率の向上に寄与しない、むしろ逆効果となる面が強いこともあり、他府県と比べて最小限に留めてきた。今後も、こうした考え方を踏襲するか。</p>	<p>2 3 . 発行主体は、市町村の意見を聞いて、広域連合が発行の決定をすることになる。  払えない人は相談して貰えば、むやみに発行することはしない。払う能力(資産)があるのに払わない人には、発行せざるを得なくなると思う。  多くは年金天引きであり、国保でも75歳以上の高齢者の収納率は高いと聞くので、それ程多くの対象者が生まれるとは思われない。</p>